

# 独立行政法人が加入している健康保険組合の保険料の 労使負担割合の見直し状況について

平成 23 年 9 月 2 日  
総務省行政管理局

平成 20 年度に保険料の事業主側の負担割合を増加させる取扱いがなされていた健康保険組合に加入している 27 独立行政法人(※)について、22 年 5 月及び同年 9 月に保険料の負担割合を国と同様に労使折半とする見直しを加入組合に働きかけることを各府省を通じ要請し、23 年 8 月現在における見直し状況を確認したところ、結果は以下のとおりであった。

(※民間企業等が多数加入する健康保険組合に加入している国際観光振興機構及び医薬基盤研究所は除外した。)

(1) 保険料の負担割合を労使折半とすることとした法人（健康保険組合で議決済み）  
： 11 組合 26 法人

① 22 年度中から労使折半：5 組合 5 法人

【厚生年金事業振興団】年金積立金管理運用独立行政法人（【 】は加入健康保険組合名。以下同じ。）

【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【独立行政法人都市再生機構】都市再生機構

【独立行政法人水資源機構】水資源機構

【原子力】日本原子力研究開発機構

② 23 年 4 月から労使折半：5 組合 17 法人

【経済産業関係法人】環境再生保全機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、国民生活センター、国際協力機構、国際交流基金、原子力安全基盤機構

【雇用・能力開発機構】雇用・能力開発機構、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構

【住宅金融支援機構】住宅金融支援機構

【農林水産関係法人】農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金

【労働者健康福祉機構】労働者健康福祉機構

③ 24 年 3 月から労使折半：1 組合 4 法人

【科学技術】理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、科学技術振興機構

(2) 検討・協議中の法人：1 組合 1 法人

【公庫関係】福祉医療機構

※個人負担分を平成 24 年度から平成 26 年度まで段階的に引き上げることにより、労使折半とすることを検討中